

部内限

1年保存

基安安発第0928001号
平成16年9月28日

都道府県労働局労働基準部安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

災害調査復命書の写しの送付について(依頼)

最近、製造業等において爆発火災等の重大な労働災害が多発しているところであるが、災害発生の背景要因を検討する必要があるので、貴局において実施した下記の災害調査復命書の写しを10月7日までに当課あて送付されたい。

記

第1 対象とする労働災害

写しの送付対象とする業種は、ガス業もしくは電気業(注)とする。また、下記(1)、(2)及び(3)については、特に留意されたい。

(注)被災労働者の所属事業場がガス業もしくは電気業であるもの、または被災労働者の所属事業場の業種に関わらず、被災場所がガス業もしくは電気業であるもの。

- (1) ガス業もしくは電気業において、使用者が異なる労働者(元請の事業場における下請の事業場の労働者、違法派遣等)が同一の場所において混在作業を行っていて発生した災害のうち、作業間の連絡調整不足が原因と思われる災害及びこれに類する災害であるもの。
- (2) ガス業もしくは電気業において、定常作業を他社に注文している注文者の発電所等において、これを請け負った者(構内下請等)又はその労働者の災害であって、施設・設備等の危険性の情報の連絡が十分でなかったため発生したと思われる災害及びこれに類する災害であるもの。
- (3) ガス業もしくは電気業において、改修工事等の非定常作業を請け負った者(構内下請等のほか、外部の工事業業者も含む。)又はその労働者の災害であって、施設・設備の危険性の情報の連絡が十分ではなかったため発生したと思われる災害及びこれに類する災害であるもの。

(注)電力会社が発注した送電線工事等において、当該工事等を請負った電力工事会社の労働者が感電によって被災したようなケースは、上記(3)の「施設・設備の危険性の情報」には該当しない。(送電線による感電の危険は明らかであるため。)

第2 対象とする発生時期

対象とする労働災害の発生時期は、平成10年から15年までとする。

第3 除外できる労働災害

次に該当する労働災害は、写しの送付対象から除外できるものとする。・交通労働災害・労働災害の発生原因として被災労働者が所属する事業場の要因のみであることが明らかである災害

(例) 自社の火力発電所内で発生した自らの設備による災害で、自らの事業場の者のみが関与している災害

第4 その他

図面・写真等を含めると大部になる場合については、発生状況等が把握できる限りにおいて省略して差し支えない。

第5 送付の連絡先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課 (内5481 田中・増岡)

直通電話03-3595-3225